

島根県経口摂取支援協議会 会則

- 第1条 本会は、島根県経口摂取支援協議会と称する。(以下 協議会という)
- 第2条 ヒトが口から栄養を確実に摂取することは健康増進、疾病予防から疾病の治療、生活の質の向上に至るまで大切な要点であるといえる。この会は、島根県内の経口摂取を支援する関係諸団体が、現場での連携機能を高めるための情報交換と連携強化を図り、地域住民の経口摂取不全予防と地域における経口摂取機能低下該当者の機能回復ならびに健康維持と生活の質向上に寄与するため、全県民の健康生活支援を視野に入れたシステムの構築・運営を目的とする。
- 第3条 この会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 協議会の開催
 - (2) ホームページの作製
 - (3) 経口摂取支援に関連する情報収集と各団体への情報発信
 - (4) 研修会またはシンポジウムの開催
 - (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 この会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した別表に掲げる関係団体をもって構成する。
- 第5条 この会に、次の役職を置くものとする。
- 議長 1 名
- 副議長 1～2 名 (うち、1 名が会計を担当する)
- 第6条 議長は役員会及び協議会を招集して、その議事進行を行なう。
- 第7条 役員任期は 2 年とし、その再任を妨げない。
- 第8条 (削除)
- 第9条 この会の運営に際し、会員は年会費(5,000 円)を納入するものとする。
- 第10条 この会の招集する会議の出席にかかる費用弁償、交通費は各団体の負担とする。また、研修会等においては、必要に応じて参加者よりその都度研修受講費を徴収するものとする。
- 第11条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第12条 この会は、事務局を松江市南田町 141-9 島根県歯科医師会内に置く。
- 付 則 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この規約の変更は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この会則の変更は令和 4 年 11 月 6 日から施行する。

(別表)

島根県経口摂取支援協議会 構成団体

(五十音順)

環日本海 NST フォーラム
島根県医師会
島根県栄養士会
島根県介護支援専門員協会
島根県看護協会
島根県言語聴覚士会
島根県作業療法士会
島根県歯科医師会
島根県歯科衛生士会
島根県理学療法士会
島根県訪問看護ステーション協会
島根県老人保険施設協会
島根県薬剤師会